項の規定の適用については、同項中「前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「前年度の十月一日から同月三十日までの間」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百五十号

確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第十一条第二号及び第三十六条第五号並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令第十一条第二号の規定に基づき、確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令を次のように定める。

令和三年九月一日　厚生労働大臣　田村　憲久

確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令

（趣旨）

第一条　確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）第十一条第二号に規定する他制度掛金相当額（第三条から第七条まで、第十条、第十一条第一項、第十二条第一項及び附則第二条第一項において「他制度掛金相当額」という。）及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下「経過措置政令」という。）第三条第四項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号。以下「整備政令」という。）第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行令第十一条第二号に規定する他制度掛金相当額（第八条、第九条、第十一条第二項、第十二条第二項及び附則第二条第二項において「他制度掛金相当額」という。）並びに確定拠出年金法施行令第三十六条第五号に規定する共済掛金相当額（以下「共済掛金相当額」という。）の算定に関しては、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　廃止前厚生年金基金令　整備政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）をいう。

二　廃止前厚生年金基金規則　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号。以下「整備省令」という。）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）をいう。

三　確定給付企業年金　確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金をいう。

四　リスク分担型企業年金　確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）第一条第三号に規定するリスク分担型企業年金をいう。

五　存続厚生年金基金　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。

六　加入者　第七条を除き、確定給付企業年金の加入者（確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第五十四条の五第一項の規定に基づき、当該月について確定給付企業年金の給付の額の算定の基礎としない者を除く。）をいう。

七　加入員　存続厚生年金基金の加入員をいう。

八　財政計算　確定給付企業年金法施行規則第二十四条の三第一号イ(1)に規定する財政計算をいう。

九　財政再計算　経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令第三十三条第二項の規定に基づく掛金の額の再計算又は整備省令第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金規則第三十二条の三に規定する掛金の額の計算をいう。

（確定給付企業年金の加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法）

第三条　加入者（リスク分担型企業年金の加入者を除く。以下この項において同じ。）に係る他制度掛金相当額は、次の各号に掲げる標準掛金額（確定給付企業年金法施行規則第四十五条第二項に規定する標準掛金額をいう。以下この項及び次項並びに次条において同じ。）の計算に用いた財政方式（確定給付企業年金法第五十七条の規定に基づき、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように掛金の額を計算する方式をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。

一　加入年齢方式（特定の年齢で確定給付企業年金に加入する者であって標準的な加入者として厚生労働大臣が認める者（以下この号において「標準的な加入者」という。）に係る将来の給付に要する費用（確定給付企業年金法施行規則第四十五条第二項に規定する給付に要する費用をいう。以下同じ。）に充てるための標準掛金額を計算する財政方式をいう。）　次のイに掲げる額を次のロに掲げる額で除した額を一月当たりの額に換算した額

イ　標準的な加入者に係る将来の給付に要する費用の予想額の現価に相当する額

ロ　一円に標準的な加入者の人数として予想される人数を乗じて得た額の現価に相当する額

二　開放基金方式（加入者及び加入者となる者に係る将来の給付に要する費用に充てるための標準掛金額を計算する財政方式をいう。）　次のイに掲げる額を次のロに掲げる額で除した額を一月当たりの額に換算した額

イ　加入者及び加入者となる者に係る将来の給付に要する費用の予想額の現価に相当する額

ロ　一円に加入者及び加入者となる者の人数として予想される人数を乗じて得た額の現価に相当する額

三　閉鎖型総合保険料方式（確定給付企業年金法第五十九条に規定する積立金の額を考慮して加入者及び加入者であった者に係る給付に要する費用に充てるための掛金の額を計算する財政方式をいう。）　次のイに掲げる額を次のロに掲げる額で除した額を一月当たりの額に換算した額

イ　加入者に係る将来の給付に要する費用の予想額の現価に相当する額

ロ　一円に加入者の人数として予想される人数を乗じて得た額の現価に相当する額

四　前三号に掲げる財政方式以外の財政方式　前三号の算定方法に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める算定方法により算定した額

2　前項各号に掲げる額の算定に用いる基礎率（確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する基礎率をいう。以下この項において同じ。）は、直近の標準掛金額の計算に用いた基礎率と同一のものとする。